令和８年度第１回刈谷市５歳児健康診査検討委員会　議事録

１　日時　令和８年７月３１日（金）１３時３０分～１４時３０分

２　場所　刈谷市総合健康センター３階　講座室

３　委員（敬称略）

【出席】田和委員、櫻井委員、神谷委員、神谷委員、橋本委員、鍔本委員、倉田委員、平出委員、犬飼委員

【欠席】戸田委員、浅野委員

４　事務局　田崎、青木、宮地、太田、小山、赤川

５　次第

１　開会

２　議題

（１）令和７年度刈谷市５歳児健康診査検討委員会について 資料１、別添１・２

（２）５歳児健康診査の一段階目について 資料２

（３）５歳児健康診査の二段階目について 資料３、別添３

（４）その他

３閉会

６　議事内容

１　開会

事務局：本日の議事でございますが、令和７年度における委員会の検討結果をご説明した後、令和９年度から実施予定であります「５歳児健康診査」の際の判定について、ご協議いただきたいと考えております。

委員のみなさまからは、忌憚のないご意見をお寄せいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：それでは、議事を進めさせていただきます前に、本日の検討委員会につきまして、刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、公開で実施したいと思いますので、ご承知おきください。

２　議題

（１）令和７年度刈谷市５歳児健康診査検討委員会について

事務局より説明（資料１、別添１・２）

【質疑応答】

委　員：なし

（２）５歳児健康診査の一段階目について

事務局より説明（資料２）

【質疑応答】

委　員：４ページの令和９年度スケジュール（案）について、障害児支援事業所が行う計画相談の前に一般相談がある。健診を開始される前に、関係機関として相談支援をしている刈谷市基幹相談支援センター灯やひかりのかけ橋等へも流れ等について周知をお願いしたい。１～３月は相談事業の多忙な時期と重なる。また、保育園、幼児園、医師会、子ども相談センター、児童相談センターへも事前周知していただき、上手く運用をお願いしたい。

もう一つは、転入、転出された方について、どのようにフォローされるのか。転出された場合の対応についても決められておいた方が良いのではないか。

事務局：５歳児健診アンケートを回答いただく幼児園や保育園へは、園長会を通じての説明や各園へ個別説明を行う予定です。

関係機関への周知については、５歳児健診の開始時期、流れ、内容等の概要資料を用意して周知していきます。

転入、転出の対応については、５歳児健診未受診者のうち、転入者は、健診を受診していただくよう案内します。転出者は、転出先での５歳児健診実施の有無にもよるため、対応を検討していきます。

委　員：対象を４歳１０か月～５歳頃とされたのは良い判断だと思います。

ＳＤＱの併用について、ＳＤＱのみでは知的発達症を見逃す可能性があり、一段階目より他の質問を併用すると良いとの事でしたが、他の質問とは５歳児健康診査問診票が該当でよいか。５歳児健康診査問

診票は保護者のみが回答され、園は回答されない。５歳児健康診査問診票の知的発達症に該当する質問は、しりとりやじゃんけん等の設問になると思うが、保護者のみの判断で良いのか。

要二次となる判定基準の要検討について、ＳＤＱが保護者も園も二次不要で、問診票のみで要二次とは、どのようなことを想定されているのか。

事務局：５歳児健康診査問診票は保護者のみが回答となりますが、園のＳＤＱの回答、園巡回での様子を含めて判断と考えております。

知的発達症に該当する項目ができないと回答があった場合は、園での様子を再度確認することもあると思います。精神・神経発達の設問９～１１が全てできないと回答された場合は、知的発達面が心配されるので、要二次とするか等、５歳児健康診査問診票による判定基準については、これから医師会の先生方等にご相談させていただき、その結果を委員へご報告し、ご意見をいただきたいと考えております。

委　員：別添１の５歳児健康診査問診票について、見づらい部分があるため、修正をお願いしたい。例えば、設問２７は、括弧の中に括弧となっている、必要な箇所だけに括弧をした方が見やすいのではないか。

別添２のＳＤＱについて、ＳＤＱの質問内容と５歳児健康診査問診票の設問と重複している内容がある。ＳＤＱの文言は変更できないとのことだが、重複している設問に色を付ける、重複して確認する意図を伝える等、保護者が負担とらないようにできるとよいのではないか。質問表下の文章も変更された方がよいのではないか。

事務局：別添１の５歳児健康診査問診票は、国の提示されたものを資料とさせていただいた。刈谷市版はこれから作成となります。他の乳幼児健診と同じくＯＣＲの様式で、チェックボックスとする等、ご指摘いただいた内容を参考に作成していきます。

別添２のＳＤＱと５歳児健康診査問診票の重複項目について、色を付けるかは検討します。５歳児健康診査問診票は、はい、いいえの二つの選択肢ですが、ＳＤＱは、あてはまる、まああてはまる、あてはまらないの三つの選択肢のため、ご理解いただき、回答を願いしてい

きます。

委員長：新入生で入ってきて、なんとか頑張ってみたけど、色々なトラブルがあって、特別支援に繋いだ方が良かったのではないかと相談を受けたこともあります。知的障害については、問診票だけで全部をピックアップすることは非常に難しいことであるが、実際にはニーズが出てきていることも確かなことです。５歳児健康診査の主旨に添う内容だと拝聴していた。

委　員：一段階目の判定について、資料２－３－（２）、ＳＤＱを保護者と園が回答し、保護者に何らかの不安や心配があると、必然的に要二次になっていくと思うが、保護者は不安や心配がなくても、園の先生は集団の中で子どもを見ており、ＳＤＱは他者がいての判断基準もあるので、保護者より園の回答はシビアになるのではないかと思う。園は保護者の回答を知らない、保護者も園の回答を知らない中で、保護者は心配ないと思っていても、要二次となった場合、園に保護者が要二次となったと言ってこられる方、保健センターに問合せする方もいるのではないか。その場合の対処について教えていただきたい。

事務局：保護者は心配していないが、園で心配がみられる場合はあると思います。園が回答されたアンケートは、すぐに提出していただくため、保護者へはお見せすることはできないと伝えいただければと思います。保護者からの問合せは、保健センターが対応しますので、保健センターへ問合せするようお伝えください。園への協力をお願いする際等で、対応についても説明をさせていただきます。

委　員：園では４歳より前に分かっていることでもあると思う。保護者へは、普段の姿、お子さんの頑張っている姿や成長している姿と合わせて、お子さんの困っている姿も伝えるようにし、保護者が結果に驚かれないように取り組んでいくことを、こども課長から園長会でも、話をいただいている。

（３）５歳児健康診査の二段階目について

事務局より説明（資料３、別添３）

【質疑応答】

委　員：資料３－１－(２)判定の種類について、福祉等の既療育の判定は、既に通っている方だが、通いたいと思っているが、まだ手続中の方もいると思う。要経過観察の判定とは、区別できるようにされるとよいのではないか。まだ療育に通っていないけど、今後の確認が必要な方と分かりやすくなるのではないか。

別添３の５歳児健康診査票は、誰が記入するのか。記入例があると、専門家同士が分かりやすくなるのではと思います。

事務局：検討していきます。

委　員：５歳児健康診査票の診察所見に１番から８番があるが、１～４番は診察などで判断ができると思うが、５～８番は問診票の内容であるため、１～４番、５～８番と分けていただくと、見やすく記入しやすいと思います。

事務局：５歳児健康診査票についても、国の提示したものとなりますので、他の乳幼児健診と同様に、刈谷市版をＯＣＲの様式を作成していきます。見やすく、記入していただきやすいよう、医師の先生方にご意見を頂戴しながら、作成していきます。

また、健診従事者向けのマニュアルを作成し、統一した記入ができるようにしていきます。

委員長：具体的に決めていく部分、詰めていくと課題が出てくる部分があると思います。

（４）その他

事務局：本日は、昨年度の５歳児健康診査検討委員会の検討結果をご報告するとともに、二次健診の抽出基準や二次健診における判定基準についてご審議いただきました。また、来年度から本市で健診を実施するにあたっての疑問点や課題、具体的な実施内容や連携方法についても、委員のみなさまからご意見をいただきました。

第２回検討委員会を令和９年１月２１日（木）に行う予定でございます。

本日の、委員のみなさまのご審議の結果をもとに、今後は事務局において、アンケートや案内文、各課職員の役割分担や連携方法、健診後のフォローアップ体制など、検討課題について、詳細を協議してまいります。

【質疑応答】

委　員：なし

３　閉会